

会議録

会議の名称	平成26年度 第3回 西東京市地域密着型サービス等運営委員会
開催日時	平成26年12月9日（火曜日） 午後7時10分から8時50分まで
開催場所	保健福祉総合センター 6階 講座室2
出席者	委員：高岡副座長、相澤委員、小川委員、関委員、芹口委員、館林委員、田村委員、中静委員、平塚委員、松岡委員 欠席：吉岡座長、折田委員、宮川委員、矢野委員、渡邊委員 事務局：高齢者支援課介護保険担当課長以下2名
議題	1 前回会議録の確認について 2 地域密着型サービス事業所の指定更新について 3 平成26年度開設事業者の実施状況等について 4 その他
会議資料の名称	配布資料 資料1 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新について 資料2 自己点検シート（認知症対応型共同生活介護） 資料3 西東京市地域密着型サービス事業所に係る図面等（終了後回収） 資料4 平成26年度開設事業者の実施状況等について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1 開会 開会の挨拶（事務局） ○事務局： 座長が欠席のため、副座長が議事を進行する。</p> <p>副座長： これより平成26年度第3回地域密着型サービス等運営委員会を開催する。 過半数以上の委員が参加しているので、委員会として成立している。</p> <p>○事務局： 資料確認</p> <p>2 議題 議題1 前回会議録の確認について 副座長： 平成26年度第2回会議録の内容について、修正・変更あるか。 (意見なし)</p> <p>副座長：前回の会議録については承認する。</p>	

議題2 地域密着型サービスの指定更新について

○事務局：

今回更新の対象の3カ所のグループホームについて資料に沿って説明。(資料1、資料2、資料3)

副座長：

ただいまの説明に関して、意見・質問等はあるか。1事業所ずつ審議を行っていく。まず、みんなの家西東京について、意見・質問等はあるか。

○委員：

この6年間に、クレーム、大きな事故などがあれば教えてほしい。

○事務局：

グループホームばぶちゃんち、ねんりん하우스については、苦情はない。みんなの家西東京については、苦情が数件あったがいずれも適切に対応していることを確認した。

○委員：

それは市に対して寄せられた苦情か。それとも施設に対して寄せられた苦情か。

○事務局：

大きな事故・苦情については市へ報告するシステムになっているが、行政に報告義務はなくても、それ以外に施設内でのヒヤリハットを記録している。市へ寄せられた事故については、実施指導の際に確認をしている。

○委員：

できれば3事業所を一括で議題としたい。

○副座長：

皆さんの了承があればそのようにする。異議がないので、3事業所あわせて議題とする。

○委員：

ばぶちゃんちの地域交流について伺いたい。年輪の本部にある「カフェ」に参加している入居者がいるとのことであるが特定の方か。

○事務局：

今現在、特定の2名が毎週水曜日に参加している。

○委員：

以前、ねんりんハウスから外へ出て行かれた方がいると記憶している。マンションの一室なので、出ていかない工夫や非常勤職員の勤務体制はどうなっているのか。

事務局：

入居者の出入りは、鍵の施錠はできるが鍵を閉めていない時間帯もある。そのため特定の方が外へ出て行ってしまふことがあるので、注意しながらケアを行っている。

非常勤職員は計画作成担当であり、ばぶちゃんちとねんりんはうすを兼任している。

○委員：

ねんりんはうすは鍵をかけない時間帯もあるということだが、ばぶちゃんちはどうなのか。

○事務局

ばぶちゃんちは、玄関と掃出し窓で出入りが可能だが鍵をかけていない時間帯がある。ねんりんはうす同様、利用者が外へ出て行ていかないか注意している。

○委員：

みんなの家は、エレベーターにパスワードが設定されており一般の方が出入りできないようになっている。みんなの家では基本的にご本人の意思で外へ出られないということによいか。

○事務局：

そのとおり、エレベーターに乗るときは職員に声をかける必要がある。

○委員：

ねんりんはうすの事業展開を進めていくうえでの課題について伺う。西東京市は、地域密着型サービス基盤整備の中で、小規模多機能型居宅介護とグループホームの併設を条件としているので、グループホームのみの整備ができなくなっているとのことだが、どういうことか。それから介護人材の不足とあるがどのように関係しているのか。

○事務局：

グループホームについては26市トップの整備率である一方で、小規模多機能型居宅介護へ参入する事業者がなく整備が進まなかったという経緯を踏まえて、第5期より併設を条件に募集しているので、グループホーム単独での整備ができないということの意味している。

人材不足については、介護報酬の低さが要因となっている趣旨の文章と伺っている。

委員：

3グループホームについて伺う。グループホームの退所由について把握しているか。

事務局：

詳細な数は把握していないが、常時医療を必要とするようになった場合、入院が必要になった場合が一番多いケースで、次いでグループホーム以外の施設に入所することになったケースが多いと思う。

○委員：

ねんりんはうすに患者がいて、1年ぐらい往診している。確かにマンションの一室で

狭いが、ドアを開けると音が鳴るような工夫をされている。明るい食堂に皆さん集まって穏やかに過ごされ、スタッフもすごく熱心でよいグループホームだと思う。

副座長：

看取りを行ったとの記載があるが、6年間で何件の実績があるのか。

○事務局：

みんなの家は看取りする体制はあるが、実績は1件もない。ぼぶちゃんちでは重度化対応方針を作り、それに基づき昨年の夏に1件の実績がある。ねんりんはうすは、最近の実績はない。

副座長：

運営推進会議の開催状況について、内容を確認しているのか。

○事務局：

運営推進会議については、今年度から介護指導給付係が可能な限り参加しているので、内容については概ね把握している。

各グループホームによって、推進会議の構成メンバーは違うが、利用者のことやホームでの行事のを中心に話すことが多い。また参加者ごとにその時々を現状を意見交換しあっているが、グループホームによって様々である。

○委員：

地域密着なので、地域の方々はこの施設についてどのような意見を持っているのか聞いたことはあるか。施設を作るときもすごく大変だったと思うが、6、7年が経過し地域の方がどのように変化して受け入れられてきたのか。

○事務局

建設当初かなり反対があったところもある。当初はいろいろあったが、逆に運営推進会議に参加していただき地域交流ができるようになったところもある。

○委員：

意見であるが、私は単体のグループホームが必要であると思っている。来年度以降、重度の人しか特養に入れなくなると、認知症の高齢者の受入先はグループホームしかないと考えている

一番大変なのは人材不足で、職員が集まらず事業所が閉鎖となると入居者の行き場がなくなってしまう。保険者として小規模多機能型居宅介護を併設できるような大きな事業所だけでなく、小さな事業所もサポートしてもらいたい。

○委員：

第5期から小規模多機能型居宅介護とグループホームの併設を条件としたことの経緯はわかったが、小規模多機能型居宅介護とグループホームの両方運営するしようとすると土地の規模や費用も大変厳しい面がある。

○事務局：

市としては第5期の計画で小規模を4つ作ろうとしたが、1事業所が辞退をし、現在3つの事業所が開設した状況である。圏域のバランスも踏まえ、第6期の計画では南部地域に1カ所を計画に位置付けていきたい。

副座長：

他に質問はあるか。それでは更新の3事業所について承認することでよいか。

○委員：

異議なし

○副座長：

議題の3事業所について更新について承認する。

議題3 平成26年度開設事業者の実施状況について

○副座長：

それでは、次の議題に進めていく。事務局から説明をお願いします。

事務局

本年度開設した事業所について資料に沿って説明（資料4）。

○委員：

一市民としての意見だが、意外と定員が埋まっていない。新しい施設でスタッフが慣れていないため断られたことがあると聞いた。入りたいと思う方は全て入れる訳ではないと思うが、希望者をできるだけ受け入れてもらえればと思う。

○委員：

見学に行ったとき代表者より説明を受けたが「重度の方を対象とした施設設備だが、車いすの方は受け入れない」とはっきり言われた。あれだけの施設なのに、残念だ。

○委員：

小規模多機能型居宅介護も登録者25名のところ現在3名、グループホームも2ユニットのうち6人だが経営的に問題はないのか。

事務局：

グループホーム花・富士町の入所基準の中に、車いす不可と明記されている。ただし、入居後に車いすになった方については退所の基準とはなっていない。また開設当初から10～11カ月かけて利用者を入居させる見通しで資金を準備していると伺っている。

○委員：

花・富士町を建設する際に看取りまでやるという話があり皆が合意したと思うが、車いすを理由に入居を断られた場合、保険者としてはどのような対応をするのか。

○事務局：

看取りの体制については、第1回の会議の中で、協力医療機関が24時間対応医療機関のため、利用者家族の希望があれば体制はできていると聞いている。入所基準に車いす不可と定めていることについては、明確な基準違反はない。市から要望として伝えることはできると思う。

○委員：

それぞれ施設の代表の考えがあり、施設にも個性があると感じた。

○委員：

当市は市内を4つの圏域に分け、この圏域にはこのサービスがないから作ろうかという話を聞くが、そもそもこのサービスはニーズがあって提供するのが原則だ。どれくらいのニーズが見込まれるから施設の指定をするのか。

○事務局：

介護保険事業計画を作る前に様々な形で市民や事業者へアンケート調査を行っている。第6期計画の作成するにあたりサービスの種別ごとのニーズを調べており、そのなかでも小規模多機能型居宅介護は予想よりも高い結果となっている。

そのニーズが実際のサービスに結びついていないことについては、24年度に開設した事業所でも、軌道に乗るまでの半年以上かかって徐々に登録者が増えており、少し時間がかかると考えている。

○委員：

運営に関して、市として公的な補助はあるのか。

○事務局：

施設建設時に施設設備の補助、今年度は備品関係の補助がある。運営に関する補助金は出していない。

○委員：

では運営に関しては事業者の自助努力ということか。

○事務局：

保険者、市の関わりについては、運営推進会議で各参加者とともに意見を言う場がある。もうひとつは、利用者に対する介護保険の給付を行っているので介護保険の指導もできる。また建設の補助金を出していることから、有効的、効率的に使ってもらうよう話をする機会はある。

○委員：

利用者がある程度増えるまでに時間がかかることは理解できるが、この委員会の意見としては十分利用されるような努力を事業者に求めるべきだと思う。

○委員：

補助をしているということは、市からも意見が言えるということである。利用者が少ないということは、はっきり言うと重度者を受け入れないから利用者が増えないのだと思う。重度化対応の設備があるのだから、入居の条件をもっと下げるよう指導することはできないのか。

○事務局：

利用者が少ないという現状があるので、委員会の意見として利用者の人数をより増やすような策を取るよう話をしていきたい。

○副座長：

お願いします。実際に他のグループホームでは待機者がいるのに花・富士町には入居していない。これは入居者を選んでいるということか。

○事務局：

グループホームの基準のなかでサービス提供拒否の禁止という規定があり、正当な理由なく拒んではならないとされている。国の解釈通知によると正当な理由は、満員の場合、利用者が市民以外の場合、そしてサービス提供が困難な場合である。

サービス提供が困難な場合については、各グループホームで具体的に入所基準を定めており、基準に基づき入居者を決めている。その入所基準に反していなければ、市としては基準違反として指導することはできないが、入所基準自体については明確に定められていない部分なので検討の余地はあると思う。

事務局：

グループホームができてから十年もの月日が経ち、身体介護を必要とする認知症の方、あるいは徘徊などかなり問題行動が多くなっている認知症の方が増えていて、そういう方の居場所がなくなっているという現状がある一方で、軽度の認知症の方が維持して長く暮らせるというグループホームの理念を置き去りにしてよいのかという問題もある。

○委員：

軽度の方の共同生活、一緒に料理したり、掃除したりというグループホームの最初の理念は理解できるし、認知症の方が活躍できるようなグループホームもあっていいと思う。花・富士町の場合は、重度化対応できる施設と聞いていたので違和感を覚えた。

○委員：

お風呂自体は、重度化対応と感じたが、最初から共同生活ができて、車いすは使わないような介護をめざすと言っていた。それはすばらしいことだと思う。こういう理念で作りましたと最初から聞いていれば納得したと思う。

○委員：

いま、車いす不可という基準が、重度の患者を受け入れたくないからと受け取られ、どういう方針で車いす不可と決めたのかしっかりと伝わってこないことが問題だと思う。

う。それが理念だとすればそれを推進していくことについて議論していくことが必要だと思う。

○委員：

建物を作るときに公の資金が投入されているので、こういう機会に最低限きちんと利用されるような指導を市の方でやっていくべきだと思う。入居基準が理由で利用者が少ないのかどうか原因を分析して、正確に教えていただけるとよいと思う。

○事務局：

グループホームの入居待機者数は9月末現在で花・富士町以外の待機者を合計すると94名の待機者がいる。

また車いす不可については、以前経営者の方から、車いすを使わせない介護をめざしていると同っている。

○委員：

市としては待機者を減らすことが最大の目標だと思うので、どの地域に何を作りますではなくて、実際待機されている方が減るということをしっかり評価していくべきと考える。

○委員：

10カ月11カ月かけて入居者を増やすと明確にしているのであれば、その時点で市が確認し、そこで定員に足りていなければ、入居基準の見直しも含めて考えるタイミングになると思う。

○委員：

グループホームのこれからの将来像はすごく大事なことだと思うが、それを調査する方法や入居を希望する人がどういう介護度や病気かというデータがあるとよい。

○事務局：

いまのニーズにあわせていくことも大事かと思う。しかし、いくら重症の人を入れても、しっかりケアできないのでは仕方がないので、事業所の体制やスタッフのレベルも見極めて相談にのっていくことが大事であると思っている。介護職不足の現状もあり、事業所の事情をしっかり聞き取りながら考えていきたい。

○副座長：

他に意見はあるか。

○委員：

第5期計画で小規模多機能型居宅介護について4つ整備という計画を立てたが、このサービスは使っても使わなくても、費用を月額3、4万円払わなくてはならない。ニーズにあったものを作っていくという視点を持っていかないと、いつまで経っても低所得者はサービスが使えない。もっと地域密着という意味での本当に西東京市のニーズにあったものを作るような取り組みをしてもらいたい。

○事務局：

18名以内の小規模の通所介護事業所については、今は東京都の指定だが市の方へ権限が降りてくる。1年間の経過措置はあるが、この委員会のニーズを踏まえながら公募等行っていきたいと考えている。

○副座長：

これから変わっていくということなので、平成28年度からデイサービスが地域密着型サービスになり、ニーズについて皆さんの意見を聞きながらここで議論したい。経済的なことも含め、利用者が一番合うところに保険者・ケアマネがコーディネートできることが大事だと思う。

○委員：

グループホームで生活保護の方対象のところはあるか。

○事務局：

グループホームごとに生活保護の方を受け入れについて事前登録が必要になる。現在数は正確な数はわからないが2、3名いると思う。

○副座長：

他に意見ないか。なければ本議題はこれで終了する。

議題4 その他

○副座長：

資料4だけで質問するのは難しかったが、次回もこの件について議論するのか。

○事務局：

今回は2月頃の開催を予定で、介護保険事業計画や介護保険制度の改正について説明したい。本日から1か月間計画の素案のパブリックコメントを実施しており、その意見を踏まえて最終的には介護保険運営協議会で決定してく。

○事務局：

12月12日と14日に第6期素案の市民説明会を開催する。時間があれば参加してほしい。

副座長：

これで本日の委員会は閉会する。